

令和6年3月28日

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会  
会長 小谷 彰治 殿

埼玉労働局長

時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示に係る周知について（協力依頼）

日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車運転の業務については、働き方改革関連法によって設けられた時間外労働の上限規制と一昨年改正された改善基準告示について、本年4月1日から適用が開始されることとなります。

道路旅客運送事業者に対して、引き続き、改正内容や時間外・休日労働協定届の記載方法等について、各労働基準監督署において説明会を開催する等により周知を行いたいと思いますので、会員事業場に対する説明会への参加勧奨等について貴会のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

**【担当者】**

埼玉労働局労働基準部監督課 宮地、松本  
さいたま市中央区新都心 11-2  
ランド・アクシス・タワー15階  
連絡先 048-600-6204